

平成27年度第3回教育研究評議会議事要旨

日時 平成27年6月19日（金）15時30分～16時53分
場所 大学本部2階大会議室
出席者 佛淵学長，中島理事，岩本理事，宮崎理事，甲斐文化教育学部長，平地
経済学部長，藤本医学部長，石橋工学系研究科長，渡邊農学部長，諸泉
全学教育機構副機構長，早川総合分析実験センター長，都築評議員，畑
山評議員，大田評議員，大島評議員
欠席者 瀬口理事，富田附属図書館長，森田医学部附属病院長，萩原評議員
陪席者 只木学長補佐

○ 前回議事要旨について

学長から，平成27年度第2回教育研究評議会議事要旨（案）を評議員に送付，確認したところ，加除・修正等の意見はなかったため，原案のとおり確定し，ホームページに掲載している旨，報告があった。

○ 審議事項

1. 「平成26年度自己点検・評価書(案)」及び「平成26事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)」について

岩本理事から，本学が独自に作成し，公表する「平成26年度自己点検・評価書（案）」及び平成27年6月30日までに国立大学法人評価委員会に提出する「平成26事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）」を作成したものであり，平成26年度自己点検・評価書（案）については，本学ウェブサイト公表するので，修正等あった場合は，学長に一任頂き変更する旨の発言があり，審議の結果了承された。

2. 「大学機関別認証評価自己評価書(案)」及び「大学機関別選択評価自己評価書(案)」について

岩本理事から，本学は今年度，独立行政法人大学評価・学位授与機構から認証評価，同時に，機構が独自に行う選択評価事項（A，B，C）の中から選択評価事項B（地域貢献活動の状況）を受けることとしており，事前相談に係る機構からの助言については対応済みであり，修正等あった場合は，学長に一任頂き変更する旨の発言があり，審議の結果了承された。

3. 第3期中期目標・中期計画(素案)の提出について

岩本理事から，本件について，検討状況及び今後のスケジュールについて説明があり，素案の提出にあたっては，文部科学省からの通知「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」を踏まえながら最終的な修正を行う旨の説明があった。修正等あった場合は，学長に一任頂き変更する旨の発言があり，審議の結果了承された。

4. 芸術地域デザイン学部の設置に係る教員人事の取扱について

岩本理事から，本件について，設置申請中の芸術地域デザイン学部の是正意見の対応として，新たに経済学及び経営学の専任教員を配置することについて，補

正申請書等の提出期限は6月末であり、準備期間が非常に短時間であることから、教員人事は原則である公募によらず、経済学部が推薦する学内外の候補者から適任者を選考する旨の説明があり、審議の結果了承された。

5. 職員懲戒等規程の一部改正及び職員の懲戒処分の基準に関する細則の一部改正について

岩本理事から、本件について、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律等の施行を受け、当該法令改正の趣旨を踏まえた関連規則等の改正に伴い、所要の改正を行うものであり、改正の概要及び現行の規定と改正案について説明があり、審議の結果了承された。

また、「国立大学法人佐賀大学職員に対する職務上の措置に関する規程（素案）」について、各部局長に、事案等の情報提供の依頼があった。

6. 名誉教授称号授与について

医学部長から、国立大学法人佐賀大学名誉教授称号授与規則第2条に規定する基準に該当する者で、当該部局の教授会等の議を経て名誉教授候補者として推薦する者について説明があり、次いで評議員による投票を行った結果、推薦された者を名誉教授として選考した。

7. 教育功績等表彰について

学務部長から、本学の教育に功績等のあった教員等を表彰するものであり、今回は1号表彰として1名、2号表彰として3名の教員を表彰対象候補者としており、審議いただきたいという旨の発言があり、審議の結果了承された。

8. その他

特になし。

○ 報告事項

1. 文化教育学部及び教育学研究科並びに経済学研究科の改組に伴う建制順(案)について

総務課長から、本件について、改組前の組織の関係を重視して配置する案（1）及び組織の設置順に配置する案（2）について、他大学の状況を含め説明があった。最終的に設置認可後に規則改正により決定するが、来年度入学者選抜要綱の作成にあたり、案（1）により作成する旨、報告があった。

2. 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う学内規則等の見直しについて

総務課長から、本件について、標記法令が施行されたことに伴い、改正された学内規則等及び改正の主な概要等について説明があり、各部局内において周知いただくよう依頼があった。

3. 全学委員会の審議状況報告について

特になし。

4. その他
特になし。

○ 意見交換
・第3期に向けて

学長から、文部科学大臣からの「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」に基づき、見直しの考え方・方向性及び見直し内容等について説明があった。

また、第3期に向けてのその他のポイントとして、運営費交付金の配布の仕組みについて、教員養成系学部・大学院，人文社会学系学部・大学院の組織の見直し，理工系人材育成戦略，実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について説明があった。

さらに、机上配布資料として、「国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議」における配布資料「国立大学経営力戦略」等について説明があった。

学長から、平成27年6月24日（水）13時から開催される学長招待講演会の案内があった。

以上